
子どもの権利条約に示す

生徒の学習権・父母の教育権を司法の場に提起

大阪府立高槻南高校の廃校取消等を求める高南「教育権」訴訟

高南「教育権」訴訟を支える会
大阪府立高槻南高等学校教諭
(生徒会顧問)

「子どもの権利条約」時代の生徒の権利表明と裁判

大阪府立高槻南高校の生徒たちは2003年3月28日、その前年の12月大阪府議会で可決され同校の廃校決定をもたらした府条例改正の取消及び学習権の侵害によってもたらされた被害と精神的苦痛を訴え、損害賠償を求めて、大阪府と府知事を相手に大阪地裁に対して提訴しました。この一年間、原告生徒らは、同校で学び部活に打ち込みながら、裁判所では6回の公判を通じて、主権者としての自らの主張と訴えを、堂々に行なってきました。

この提訴には、新旧生徒会長を中心に生徒ら59名(2003年3月卒業生含む)が参加、廃校決定時のPTA会長をはじめとする三役、主だった新旧役員を中心に父母121名が共同親権者として名を連ねるといった画期的な訴えとなりました。この訴えは、子どもの権利条約に示す生徒の学習権と父母の教育権を、生徒会・PTAという学校の自治的組織・団体での活動を背景に、司法の場に敢然と提起すると言う意味で、在学生徒たちのとりくみとして、我が国近代教育史上でも例のない提訴となりました。

さらにこの提訴は、創立以来30年間にわたる高槻南高校における学校づくりの伝統と実績を生徒・保護者が自らの誇りとして訴え出ているという点できわめて象徴的です。

2001年11月16日、府教育委員会議で廃校案が決定されて以降、反対運動の中心となった生徒会やPTAは、府教委の意を受けた校長や教頭によって、反対・撤回運動が規制される中で、生徒たちは生徒会執行部を中心に有志団体を、父母・教職員・同窓生はPTA役員を中心に高南応援団を結成して撤回運動を校内外で続けました。昨年3月28日大阪地裁への提訴に至り、各々、高南「教育権」裁判を支える高南生徒の会、高南「教育権」訴訟を支える会をつくって、大法廷審理3回を含む6回の公判参加(陳述・証言・準備書面・書証)や公正・迅速裁判要請署名運動などを、常任弁護団8名を中心とする総勢29名の弁護団や「教職員支える会」の支援を受けてねばり強く展開してきました。

2004年3月31日大阪地裁大法廷での「一日法廷」

提訴から1年間が経過したさる3月31日(水)は、午前10時から午後5時過ぎまで、大阪地裁大法廷(202号室)は、原告側証人5名(生徒3名、PTA=父母1名、教員1名)、被告側証人1名(府教委参事)の計6人による証言、主尋問、反対尋問が終日行われるという異例の公判となりました。原告席、傍聴席には制服姿の高槻南の高校生たちを中心に、支援のPTA関係者や父母、教職員、議員、市民がのべ約100名余名で終日埋まりました。原告側証人の証言(陳述)の主なものを要約して以下に紹介します。

不合理で間違ったことには、「間違っている！」と主張したい

原告29期生、関西学院大学文学部

2001年9月、突然ニュースで統廃合案のことを知らされ、ショックと混乱の中、先輩たちは反対運動に立ち上がりました。一番の疑問は「なぜ、高南が対象校に選ばれたのか」ということでした。そこで私も含めた執行部は、説明会の開催を求めて10月にも、11月の決定の直前にも、府教育委員会を訪れました。しかしそこでの話し合いは私たちの教育委員会に対する期待を大きく裏切るものでした。

まず、第一の壁は教育委員会が、高南が実質廃校になるということを認めないことでした。先輩たちが涙ながらに高南の良さを訴え、どうして高南が潰されなければいけないのかと尋ねても、「我々は潰すとは考えていません。これは統合です。高南の良さは新校に引き継がれます。」の一点張りです。では、どうして高南が統合の相手に選ばれたのかと聞くと、「高南は特色づくりに良く取り組んでいて、島上高校とベストカップルだから。」「方針では両校の近接性が必要。」ということでした。特色づくりは高南だけがやっていることではありません。ベストカップルという言葉も全く訳がわかりません。私たちが知りたいのは何故その2校がベストなのかということなのです。近接性についても、他校に比べて島上に近いだけで、高南は島上とはまったく別の場所にあります。言葉で「統合」と言うだけで高南の伝統が引き継げるわけがありません。それに教育委員会は「クラブなどの実績もあり、いい学校だから選んだ」というようなことも言っていました。私たちは潰されるために今まで頑張ってきたわけじゃありません。しかし、それを言うとまた「廃校じゃありません。」と言われるだけです。では高南の伝統をどうやって引き継ぐのかと質問すると、「両者の職員でプロジェクトチームを作って相談しながら。」と言うだけで具体的なことは何も見えてきません。「クラブや行事を一緒にやればいい。協力してほしい。」とも教育委員会は言いましたが、それがどれほど大変なことかわかっていなが

らいかにも適当なことを言っているように感じました。「まだ何も納得できていないのに、明日決定するのは早すぎる」と言う、「もう何度も説明した。理解していただけないのは残念だ。」と言う。説明にもなっていない言葉を何度も繰り返していただけないのに、何てずるい言い方だろうと思いました。教育委員会が持っている説明の言葉は限られていました。会議の中で生徒の反論に答えられず、教育委員会側が黙りこんだり、「じゃあ、もうお答えしません。」とすねる場面までありました。

生徒向けの説明会も最後まで行われることはありませんでした。私たちは何度も要求していたのですが、「検討しておく。」と言ったまま教育委員会からの返事は一向にありませんでした。最終的に案を決定する教育委員にビデオレターを製作して送ったこともあります。しかし教育委員の一人は、着払いで送り返してきました。

そしてこのことは案が決定された後もっとはっきりしてきます。まず、統廃合案決定の翌年、新校の校長先生によって書かれた「高槻地域新校説明資料」という宣伝物が、市内の予備校に持ちこまれました。そのなかにはっきりと「新校と高槻南高校、島上高校は全く別の高校です。」という記述があります。あれほど「統合だ。伝統は引き継ぐ。」と言っていたのに、それは全くの嘘だったのです。またその中で「同じ敷地・校舎で勉強する島上高校の生徒の影響があまりにも大きい。新校がうまく行くととはとても思えない。」という問いを自ら作り、「新校と島上高校は全く別の学校です。」という答えを用意しています。

こういうことは島上の生徒はもちろん、これを見た他の生徒も傷つきます。廃校にしてしまえば、何をやってもいいという態度は許せません。

府教育委員会が、主張している統廃合の理由は、生徒にも、PTAや同窓会、教職員の皆さんにや地域の人々にも、まったく納得のできないようないい加減なもので、後でくっつけたような口実ばかりです。問題の多い統廃合案だから、16万人分の高槻南高校廃校反対署名がわずか2ヵ月半で集まったのです。単位制高校は相手校の改革構想で高南に無関係です。OB政治家のいる相手高校の関係者とは、2年以上前から相談してきていたのに、高槻南高校の関係者には、廃校案の公表前には、すべて秘密にして、唐突に廃校案を発表しました。高槻市長や市議会も見直しを何度も要求しました。それでも、府教委は、決定を延期することも、修正することもなく、2001年11月16日、わたしたちの素晴らしい学校を廃校にする決定をしたのです。2002年12月、府議会で条例改正がされ、廃校が正式に決まり、新入生の生徒募集も停止されました。

廃校案を作成し、決定する手続も、その後、私たち学校関係者の意見や要望を聞く手順や経過も、府教育委員会が説明し、約束した一つひとつが、でたらめで、最低限の約束さえ守られていません。ごまかしの理由で廃校にされ、高

南の学ぶ環境や部活動はますますひどい状況に追い込まれてきています。私たちの学ぶ権利や意見表明権が侵害されました。こんなに簡単に学校が廃校にされるなんて、本当におかしいことです。

不合理で間違ったことには、「間違っている！」と主張したい。これが、2003年3月28日、大阪地裁に訴えてた私たち59名の原告生徒らの率直な気持ちです。私たちの気持ちが、こうして裁判という形にすることができて、とても嬉しく、また誇りに思っております。

統廃合を野球部員のみならず受け止めたか

原告29期生、野球部前主将、立命館大学法学部

私が1年生の時の8月にこの統合案が発表されました。高槻南がなくなるということのショックは入学したての私たちより、3年生にとってより大きいものでした。教育委員会は「高槻南の伝統を引き継ぐのだから廃校ではない」とか、「合同チームでやっている」などと、言っていましたが、どう考えても高槻南の軟式野球部を引き継ぐということは不可能だと思いました。私たちは教育委員会への怒りと悔しさでいっぱいになりました。

当然のように、高南の先生方や3年生の先輩や生徒会執行部を中心に廃校反対の運動がわき起こりました。しかし私たち野球部は、この怒りや悔しさを自分たちの野球にぶつけることにしました。高槻市役所前の廃校反対集会に、私たち野球部は練習を終えて、ユニフォーム姿で参加して廃校反対を訴えましたが、私たちが最も強く意識したことは、秋季大会で勝つことで、高槻南のすごさを見せつけてやろうということでした。

私たちの気持ちはひとつになって秋季大阪大会に臨みました。苦戦もありましたが、見事に勝ち進み、ついに準決勝でその年の夏の全国大会制覇を成し遂げたPL学園に挑み勝利しました。しかし、決勝で敗れ秋季大会は準優勝に終わりました。それでも私たちは大きな自信を手にすることができたように思います。翌年の春季大阪大会でも準優勝、近畿大会出場を果たし、近畿大会でも準優勝となりました。そして、夏季大阪大会では決勝戦で再びPL学園と戦い優勝し、全国大会出場を果たし、ようやく顧問の先生を胴上げすることができたのです。

私たちの高南軟式野球部は私にとって誇りです。さらに高槻南高校にとっても誇りだと思っています。大阪の地で公立高校であっても全国大会に出場を果たした、高槻南軟式野球部は貴重な存在ではないでしょうか。しかし、あと半年でその灯が消されようとしているのです。また長い間指導してくれた顧問の先生が、4月から他の学校に転勤させられました。

放課後はたくさんの生徒がグラウンドで活動している、そんな高槻南高校でしたが、今は、とってもしみしい状態となってしまいました。となりで活動している陸上部は2年生3名で活動しています。どうしてこんな素晴らしい学校が廃校になるのでしょうか。教育委員会はもっと丁寧に仕事をすべきだと思います。

生徒たちを支えるPTA・父母のとりくみ

高槻南高校PTA元副会長

無情にも2001年(平成13年)の8月30日、夕方のニュースで子どもたちは、自分たちの学校がなくなることを、何の前触れもなく、知らされました。その日の夕方、PTA役員が集まり今後のPTA活動について協議しました。しかし、学校側からは、発表の翌日の31日になっても、何の連絡もなかったため、他の5役と一緒に校長先生に会いに行き、そこで、はじめに言われたことが「反対運動はしないでください。前向きに考え反対運動するエネルギーがあるなら、それを新校にむけてほしい。また保護者に対しての説明会を開く予定もない。」というものでした。唐突な再編統合案発表直後の9月1日のPTA実行委員会でも、学校長から統廃合案についての簡単な説明を聞きましたが、説明資料はB4用紙1枚の校長名による「保護者の皆さまへ」というもので、右片方が「参考資料」となっていました。生徒が現に学ぶ数十億円に及ぶ府有財産を廃棄(校)処分にするというのに、わずか24行の「お知らせ=通知」、非常識に過ぎる問題を誰しもが感じないわけには行きませんでした。

同年9月14日午後7時から校長先生による統廃合案の説明会を経ても、父母にとって理解も納得も出来るはずがありませんでした。説明会終了後、開かれた臨時総会では、署名活動などの行動提起と決議が満場一致で採択されました。高南関係者で、「廃校に反対する会」も結成されました。私たちは、「高南の存続をめざし今こそ力の結集を！」のPTAスローガンを掲げ、「統廃合反対、高南の存続」を求める人々と一体となり、高槻、茨木地域を中心に、高槻市役所前での2回の集会、高槻及び茨木両市のJRや阪急の主要駅前での街頭署名、府、市議会議員への要望行動等の活動を行いました。生徒たちも、放課後から夜遅くまで、連日駅頭に立ちました。その結果はわずか2ヵ月半の間で16万筆という驚異的な数の署名を集めることができたのです。

私たちは、この統廃合案が大阪府の高等学校教育にとって必要な改革で、今、この2学区においてどうしても実施しなければ、子ども(生徒)たちが、真にものとめている「いい授業」「いい学校」ができなくなる、「いい教育が実現できない」のだということが、客観的に判断できるような説明でもあれば、あるいはこの

統廃合案を受け入れたかもしれません。

はじめは、府教育委員会とは、そういう誠実な仕事をしているものだと思っていたので、よく話せばきっと分かってくれるという思いで事務局の方ともお話をしてきました。

しかし、彼らは案とはいいながら、あたかも決定事項のように、この案の正当性と選定理由を、教育改革や特色づくりの必要性を挙げて強調し、まったく私たちと計画案の隔たりを調整し、少しでも要望や意見を反映させようという姿勢は見え、私たちは、なかなか通じない悔しい思いをつよく持ち、府民の目線とは違うものを感じるようになりました。

こうして、最後まで私たちの要望や意見、評価は、結局、一片も聞き入れてもらえないまま、平成13年11月16日、大阪府教育委員会議は、大阪府立高槻南高等学校の「廃校を決定しました。子どもも、親も、すべて置き去りで何の開かれた教育改革なのでしょう。

平成13年11月16日、大阪府教育委員会議がおこなった大阪府立高槻南高等学校の「廃校決定」後の12月、同校保護者・PTA役員関係者、教職員、同窓生、高槻市民を中心に、「高槻南高校の存続と発展」をめざして「高南応援団」が結成されました。

この高南応援団のメンバーを中心に、平成14年1月10日、34名の高槻南高等学校の保護者が、行政不服審査法に基づき、大阪府立高槻南高校の廃校(募集停止)処分の取り消しを求める異議申し立て、「高南応援団のつどい」開催や市民宣伝、高槻市議会への働きかけなどをすすめ、大阪府と府教育委員会への市民挙げての超党派的な運動を行ないました。「異議申し立て」は却下されましたが、こういった努力の甲斐あって、2002年6月27日の高槻市議会では、昨年に引き続き、「再編整備計画見直し」の市議会意見書が採択されるに至ったのです。

平成14年7月と9月、高南応援団は2回にわたり府教育委員会行政文書の情報公開請求をおこない、府教育委員会の「不存在による非公開決定」に係わる処分に対して、平成14年10月21日、行政不服審査法第6条により「異議申し立て」を行いました。府教委は、専門家チームや府再編整備計画立案資料の存在すら否定しているのですから、その杜撰さは明らかです。

政治介入の生じる道理です。この「異議申立」に対しては、「今後の再編整備の推進に当っては、府として府民に説明する責務(条例前文)を全うし、府民の府政への参加を推進(条例第1条)していく上で必要となる文書の作成・保存についても、十分配慮されるよう望むものである。」とする大阪府情報公開審査会答申(平成15年11月25日)が出されています。

しかし、平成14年12月10日から開会されていた大阪府議会議と党(自民・

校名・民主など)は、実質審議を拒否したまま高槻南高校の廃校(島上との統合)を前提とした「大阪府立高等学校等条例一部改正」(案)を可決しました。このような事態に至り2003年3月28日、「おかしいことは、おかしいと最後まで声をあげたい」という子どもたちのつよい要望を聞き、北之原会長を先頭に父母も共同親権者として121名が訴状に名を連ね、全面的に支援を行なうこととしたのです。この廃校取消等裁判も1年間を経過し、5月28日には7回の公判を迎えます。私たちは一人でも母校を守りたいという子がいる限り、支援していきたいと思えます。

府教育委員会の目的違背と恣意的決定は明白

高槻南高校教諭・教務主任(2001年時)

本件高槻南高校廃校処分が、府教委の公表した「教育改革プログラム」において、府教委が自ら決定し自らの課題としたこととの対比においても、いかにかけ離れたものであるかを以下に述べたいと思えます。

「教育改革プログラム」では、その府立高校における課題と教育改革の目的について以下の様に位置づけられています。「・・・公立中学校卒業者の高等学校への進学率(公立の全日制・定時制・通信制の課程全体を通して)は年々高まってきたが、平成元年以降は約96%程度で推移している。このような状況において、高校へ進学してくる生徒の学力や進路希望は多様化している。生徒の中には、基礎的な学力や基本的な生活習慣が身につけていない実態や、なんとなく進学したり、仕方なく学校を選択したなどの実態が見受けられる。その結果、「進路変更」や「学業不適応」などの理由による中途退学者も増加しており、中学校の進路指導や高等学校における多様な生徒に対応した学習指導のあり方が課題となっている。」

「このため、目的意識をもって高校生活を送ることができるよう、生徒の多様なニーズに応える特色づくりの推進・・・課題となっている。」

実は、高槻南高校は上記のような緊急に解決すべき中途退学の問題等が、155校にも及ぶ府立全日制高校の中で、最も少ない学校のひとつで、ベスト10に入るほどなのです。学区中堅上位校として、生徒が「目的意識」をもって入学してくる高槻南高校では、これらの課題を基本的には達成し、よりよい教育と学校づくりをめざし、地域の人々に支えられながら生徒・教職員・保護者が努力しているところでした。府教育委員が「公立高校の象徴のような存在」と認めるように、スポーツ系クラブの実績でも大阪の公立高校ではトップクラスですし、進学実績も大変充実しています。私はそのような学校が何故に廃校にならなければならないのか全く理解に苦しみます。それは高槻南高校を知る人々の共通

の思いです。残念ながら府教委にはこのことが全くわかっていないのです。高槻南高等学校のような恵まれた教育環境・教育条件にある学校を廃校にしておきながら、何が「教育の質的向上」か！というのが率直な私の思いです。このようなよりよき教育環境を府民や中学生から一方的に奪ってしまうことが、教育環境・教育条件の劣悪化、質的低下をもたらすのは明らかであると考えます。この廃校処分の目的違背と恣意性は明らかです。

さらに、この日の被告側証人への原告側弁護士からの反対尋問は、事実と証拠に基づき鋭く的確なもので大きな成果を生みました。原告側代理人の追及に被告側証人は、原告側が提出した書証の府教委の内部文書（府会議員工作を示す高校統廃合の対策文書、10年間の詳細な再編整備計画、PTAやマスコミ対策・府議会工作を含んだ戦略的な計画を含んだスケジュール表）などを、「担当の個人的な文書、メモ」などという条件付きで求めざるを得ない立場に追い込まれ、かつ「対象校や現地をまったく訪問調査せず、机上のデータだけで計画案を決定した」という事実を認めました。

これらは自らの教育改革プログラムにも違反する目的違背、一部政治家との談合調整による計画変更を示すもので、恣意的裁量権行使を裏付けるものです。今後の裁判の審理に重大な影響を与えることになるのは間違いありません。

この日、原告側参加者は公判終了後も、引き続き中之島公会堂に場所を移して83名の参加で総括集会をするなど、とりくみは生徒たちの熱気で大きな盛り上がりを見せました。

大阪弁護士会の「要望書」の重要な指摘

この公判の前日の3月29日、廃校処分を行なった府教育委員会の竹内脩教育長に対して、大阪弁護士会は、会長名で「要望書」を提出しました。この要望書は、提訴に先立って、平成14年10月25日、同校生徒526名が大阪弁護士会に対して、府教育委員会の廃校措置を人権侵害に当たるとして、「人権救済の申し立て」をおこなったことを受けてのものです。

大阪弁護士会の「要望書」は、「貴教育委員会において、今後、府立高等学校の統廃合計画を実施するに際して、その対象高等学校の選定、及び統廃合の内容について検討される場合には、在校生、進学希望者、当該高校の教職員、地域住民、及び地元自治体等の意見を、事前に十分聴取するとともに、これらの者に対し、事前に十分な説明を行われまよう要望致します。」として、その理由として、以下の2点をあげています。

府立高校の統廃合は、在校生や将来入学を希望している子ども・生徒らに

多大な影響を与える措置ですので、統廃合の措置を行うに当たっては、憲法第21条および上記条約の趣旨を十分に理解し、生徒の実質的な意見表明権を確保するように配慮する必要があります。そして、生徒の実質的な意見表明権を確保するためには、意見表明の前提となる十分な資料の事前提供や意見の積極的な聴取がなされることが、子ども・生徒らの知る権利を保障する見地からも必要なことです。

今回、高槻南高等学校と島上高等学校との統廃合措置について、貴教育委員会もお認めになるとおり、平成13年8月30日になされた実施対象校(案)の公表以前には、生徒らの意見は聴取されておられません。また、その公表は、最も影響を受ける当事者である在校生やその保護者らへの直接の説明よりもマスコミによる報道が先行し、在校生、保護者、地域住民らに大きな衝撃を与えるものでした。また、公表後も、生徒らを集めた直接の説明会等は一度も設けられず、在校生および進学希望者、当該高校の関係者、地元住民らに対するアンケート調査等も全くなされておられません。

この「要望書」の事実認定は、生徒が請求する人権侵害とする認定はしなかったものの、今回の提訴理由の事実を認めたものです。さらにこの「要望書」は、本年1月30日の国連子どもの権利委員会の日本政府への「勧告」以前になされたもので、この「勧告」や第6回公判に書証として提出された府教委内部文書を踏まえると、さらに積極的な勧告になったはずです。いよいよ、今後の裁判の審理の行方が重大な意味をもってきます。

学びつつたたかう、凛とした高校生たちに励まされ

昨年末にかけて1ヶ月間、原告生徒が、木枯らしの吹く寒い中で、早期公正裁判要請支援の署名を街頭で訴えました。生徒たちは、受験を控え大変つらい時期に1月で7回も街頭にたって訴えたのです。この「他に無関心」の社会状況の中で、現在もなお1時間で700を超える署名が、毎回寄せられるという高槻市民の圧倒的な共感と支持のあつまりは、本当に道理の合わない不当な処分への、つよい抗議と批判のあらわれにほかなりません。

自らの愛する母校で名残を惜しみつつ学びながら、裁判で大阪府と府教育委員会を相手に、敢然と凛々しくたたかう高南の高校生たちの姿に励まされない大人はいません。全国の皆さんの支援をお願いします。(共同文責：「会」事務局)